

法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会 第4回会議配布資料	8
--	---

自動車運転による死傷事犯類型別事例集 (諮問事項「三」関係)

自動車運転による死傷事犯類型別事例集（諮問事項「三」関係）

	判決年月日等	事案の概要	判決結果
1	名古屋地裁平成26年1月17日	左に鋭く湾曲した道路を進行するに当たり、適宜速度を調節し、ハンドル、ブレーキを的確に操作して、進路を適正に保持しながら進行するはもとより、車体を滑走させながら走行するドリフト走行を差し控えるべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、時速約81キロメートルで進行した上、あえて対向車線に進出し、ハンドルを左に切りながらアクセルやクラッチを操作して自車を意図的に滑走させて進行した過失により、折から対向車線右側に停止していた中型貨物自動車を認め、制動等の措置を講じたが間に合わず、同車右側面に自車右後部を衝突させた（1名負傷）。	懲役2年（4年間執行猶予） （自動車運転過失傷害、道路交通法違反〔無免許運転（3件）、報告義務違反〕）
2	福岡地裁平成26年4月14日	左方に湾曲する片側1車線道路を進行するに当たり、あえて自車を道路右側部分に進出させた上、その進行を制御することが困難な時速100キロメートル以上の高速度で自車を加速させながら走行させて自車を制御困難な状態に陥らせ、その際、対向して進行してきた普通乗用自動車の右前部に自車右前部を衝突させた（1名負傷）。 ※本件は、「量刑の理由」において、「ドリフト走行を練習しようと考え、あえて判示の運転行為に及んだ」とされている。	懲役1年（3年間執行猶予） （危険運転致傷〔平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2第1項後段〕）

	判決年月日等	事案の概要	判決結果
3	京都地裁平成26年10月14日 ※大阪高裁平成27年7月2日 控訴棄却	三差路交差点を左折進行するに当たり、適宜速度を調整し、ハンドル・アクセルを的確に操作して、進路の適正を保持し、急激な加速及び急激なハンドル操作により自車を制御不能の状態に陥らせることがないようにして進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、後輪を滑らせながらのいわゆるドリフト走行をすべく、時速約20ないし30キロメートルに減速して、セカンドギアに入れ替え、急に左にハンドルを大きく切るとともに、アクセルペダルを強く踏み込んで急激に後輪の回転数を上げ、後輪を路面に滑らせて車体を左回転させ、自車を対向車線まで進出させて制御不能の状態に陥らせた過失により、自車左後部をガードレールに衝突させた上、自車を暴走させて歩道上に乗り上げさせ、同歩道上を歩行中の者らに衝突させた（5名負傷）。 ※本件は、危険運転致傷罪の訴因に対し、自動車運転過失傷害罪の限度で認定がなされたもの。 本件の控訴審判決は、「被告人が、ドリフト走行をするため、あえて（中略）重大な危険を生じさせるべき運転操作を行った場合、被告人車両の速度の点のみを切り離して、「高速度走行」といえるためには、（中略）被告人車両が制御不能に陥った主たる原因が、その速度の点にあったことを要すると解すべきところ、本件では、同車両が制御不能に陥るまでの速度は、（中略）時速40kmを相当下回っていたのであるから、この速度自体が、同車両の制御を不能にする主たる要因であったとは到底認められず、同車両の制御が不能になったのは、被告人が（中略）特殊な運転方法をあえて選択し、しかも、その運転操作を誤ったことに起因するものであったと認められる。（中略）もとより、本件のようなドリフト走行や被告人が現に行ったような特殊な運転方法が、それ自体、改正前の刑法第208条の2が定める危険運転行為に匹敵するほど極めて危険なものであることは明らかであるが、同条は、そのような運転方法を危険運転行為としては規定していないから、罪刑法定主義の見地から、本件運転行為について危険運転致傷罪に問う余地はないと言わざるを得ない。」と判示している。	懲役1年6月以上2年6月以下 （自動車運転過失傷害）
4	静岡地裁下田支部平成27年3月18日	駐車場内において、二輪車の走行練習会に参加して大型自動二輪車を運転中、進路前方に練習会を見学している者数名を認めたのであるから、事故の発生を未然に防止するため急加速・急制動は差し控えるべき注意義務があるのにこれを怠り、前記見学者らに自己の運転技能を見せつけようと考え、時速約40キロメートルに急加速して前輪を浮かせた上、その後不用意に急制動の措置を講じた過失により、自車を転倒・滑走させて制御不能の状態に陥らせて、前記見学者らに衝突させた（2名負傷）。	禁錮6月（3年間執行猶予） （過失運転致傷）
5	名古屋地裁岡崎支部平成27年3月26日	バス専用道のロータリーを進行するに当たり、多くの歩行者が道路を横断することが予想されたのであるから、適宜速度を調節した上、前方左右を注視し、進路の安全を確認して進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、自己の運転技術等を歩行者に見せようと考え、速度を調節することなく、前方左右を注視せず、安全確認不十分のまま時速約60キロメートルの高速で進行した過失により、折から左方歩道上から横断中の歩行者を認め、左にハンドルを切ったが間に合わず、同歩行者に自車右前部を衝突させた（1名負傷）。 ※本件は、「量刑の理由」において、「ドリフト走行をするなどの危険な態様で自動車を運転した」とされている。	懲役1年（4年間執行猶予） （過失運転致傷、道路交通法違反〔踏切停止義務違反、報告義務違反〕）

	判決年月日等	事案の概要	判決結果
6	東京地裁立川支部平成29年7月7日	交差点を右折進行するに当たり、ハンドル・アクセル等を的確に操作して適宜速度を調節し、適正な進路を保持しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、ハンドル・アクセル等を的確に操作せず、自車を急発進させて時速約35ないし40キロメートルに加速しながら不用意に右急転把して進行した過失により、自車を右方道路の対向車線方向に逸走させ、更に左急転把したことにより自車を左方歩道方向に暴走させ、折から同所を歩行中の者らに自車前部を衝突させた（2名負傷）。 ※本件は、「量刑の理由」において、「ドリフト走行をしようと考え、制動困難に至る可能性の高い危険な運転を意図的に行った」とされている。	懲役2年6月 （過失運転致傷、道路交通法違反〔救護義務違反、報告義務違反〕）
7	静岡地裁沼津支部平成29年7月19日	左に湾曲した道路を進行するに当たり、後輪を滑らせながらのいわゆるドリフト走行をすべく、アクセルを踏み込みつつ瞬間的にクラッチを切るなどして後輪の回転数を急激に上げて時速約60キロメートルに急加速させながら左右にハンドルを切って車体を左右に滑らせ、更に同湾曲部分手前で右転把して、その進行を制御することが困難な時速約44キロメートル以上の高速度で自車を右前方に滑らせて走行させたことにより、自車を道路の湾曲に応じて進行させることができず、右前方に暴走させ、同湾曲部右側のブロック法面に衝突させた上、同所路外の無蓋側溝内で佇立していた者に自車右後部を衝突させた（1名負傷）。	懲役1年2月（3年間執行猶予） （危険運転致傷〔第2条第2号〕、道路交通法違反〔共同危険行為〕）
8	静岡地裁平成30年3月28日	普通自動二輪車を運転し、前輪を持ち上げ、後輪のみ路面に接地させた状態のまま進行するに当たり、同状態での走行は、通常より停止距離が長くなるのであるから、適宜速度を調整しつつ、前方左右を注視し、進路の安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を十分注視せず、進路の安全を十分確認しないで漫然時速約30キロメートルで進行した過失により、折から、進路前方を右方から左方に横断歩行中の者を認め、前輪を着地させた上、急制動の措置を講じたが間に合わず、同歩行者に自車前部を衝突させた（1名負傷）。	懲役1年2月（3年間執行猶予） （過失運転致傷、道路交通法違反〔救護義務違反、報告義務違反〕）
9	大阪地裁令和元年6月28日	交差点において転回するに当たり、対向直進車両の有無及びその安全を確認し、ハンドル・ブレーキを的確に操作して転回すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同交差点に向けて対向進行してきた大型自動二輪車を認めていたものの、同二輪車は自車の転回を待って同交差点付近で停止して、同交差点に進入してくることはないものと軽信し、同二輪車との安全確認不十分のまま、漫然時速約40キロメートルで走行中にハンドルを右転把するとともにサイドブレーキを引くなどして転回しようとした過失により、自車を制御不能に陥らせて同交差点内の対向車線上で停止させ、同交差点に向けて対向進行してきた同二輪車に自車右側後部を衝突させた（1名死亡）。 ※本件は、「量刑の理由」において、「それ自体危険なドリフト走行をして自車を制御不能に陥らせ」とされている。	懲役3年（5年間執行猶予） （過失運転致死、道路運送車両法違反、道路交通法違反〔救護義務違反、報告義務違反〕）

	判決年月日等	事案の概要	判決結果
10	佐賀簡裁令和元年12月26日	駐車場において開催されたドリフト走行会において、仮設サーキットコースを走行するに際し、同コース南側外周には観衆がおり、同コースと同観衆との間には防護柵等が設けられていないことを認識していたのであるから、同所付近を走行するに当たっては、自車をコースから逸走させて同観衆に衝突させる事故を防止するため、自車の車体の状態を的確に把握するとともに、ハンドル・ブレーキ等を適切に操作して走行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同コース東側に設けられた右方に湾曲するコーナーを、左転把した状態で自車を左方に横滑りさせながら走行中、2速から3速へのギアチェンジを行った上、車体の荷重が安定していなかったにもかかわらず、クラッチペダルから足を離し、更にアクセルペダルを足で踏み込んだ過失により、自車の走行の自由を失わせ、自車を時速約74キロメートルで左前方に暴走させ、同所付近で観戦していた者らに同車を衝突させるなどした（3名負傷）。	罰金20万円 (過失運転致傷)
11	千葉地裁令和2年9月8日	道路を進行するに当たり、道路状況に応じて適宜速度を調節し、ハンドル・ブレーキを的確に操作して、進路を適正に保持しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、時速約82キロメートルの速度で進行して適宜速度を調節せず、ハンドル・ブレーキを的確に操作しないで不用意にブレーキを踏み込みながら急転把した過失により、自車を制御不能の状態に陥らせて道路左側の歩道に逸走させて、同所に置かれていた石に衝突させるなどして転覆させた（同乗者1名負傷）。 ※本件は、「量刑の理由」において、「公道上でドリフト走行を試みて、自車を制御不能な状態にして転覆させ」とされている。	懲役1年（3年間執行猶予） (過失運転致傷、道路交通法違反〔酒気帯び運転〕)
12	さいたま地裁令和3年9月29日	交差点を右折進行するに当たり、後輪を横滑りさせながら走行するいわゆるドリフト走行をするため、同交差点手前でその進行を制御することが困難な時速約77キロメートルの高速で自車を走行させたことにより、自車を道路状況に応じて右折進行させることができず、暴走させ、同交差点東角に設置されている街路灯に自車前部を衝突させた（同乗者1名負傷）。	懲役1年6月（4年間執行猶予） (危険運転致傷〔第2条第2号〕)
13	前橋簡裁令和3年11月1日	左方に湾曲する道路を時速約50キロメートルで進行するに当たり、適宜速度を調節し、ハンドル・ブレーキを的確に操作して、進路を適正に保持しながら進行するはもとより、自車を滑走させながら対向車線上に進出して走行するドリフト走行は厳に差し控えるべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、対向車両はないものと軽信し、ドリフト走行をしようとして、ハンドルを左方に転把しながらサイドブレーキ等を操作して自車を意図的に滑走させて対向車線上に進出させて走行した過失により、折から対向車線を対向進行してきた普通乗用自動車右前部に自車右側部を衝突させた（1名負傷）。	罰金20万円 (過失運転致傷)

	判決年月日等	事案の概要	判決結果
14	大田原簡裁令和4年12月9日	左方又は右方に湾曲する道路が連続する場所を進行するに当たり、適宜速度を調整し、ハンドル・ブレーキを的確に操作して、進路を適正に保持するのはもとより、ハンドル・ブレーキの操作により自車を制御不能の状態に陥らせることがないようにして進行すべき注意義務があるのにこれを怠り、いわゆるドリフト走行により右方に湾曲する道路を通過できるものと軽信し、時速約40キロメートルないし50キロメートルで、ハンドルを右方に転把しながらブレーキペダルを踏むとともにサイドブレーキを引くなどして、後輪を滑走させながら自車を右方に転回させて、道路左端に膨らませるとともに、同所付近に溜まっていた落ち葉に自車のタイヤを寄せ、自車を制御不能に陥らせた過失により、急制動の措置をとったものの自車を制御することができず、同道路左端に進出させ、同所に佇立していた者に自車左後部を衝突させた（1名負傷）。	罰金40万円 （過失運転致傷、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反）
15	東京地裁令和6年1月18日	交差点を左折進行するに当たり、同交差点内に進入した直後に hidroliksuspension を操作して自車右後部の車体の高さを下げながら大回りに左転把を開始し、その遠心力により自車左前輪を宙に浮かせた状態で同交差点を左折進行しようとしたものであるが、交差点を左折進行するに当たっては、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って徐行した上、ハンドル・ブレーキ等を的確に操作し、進路を適正に保持できる方法で左折進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、自車を逸走等させることなく左折進行できるものと軽信し、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って徐行せず、ハンドル・ブレーキ等を的確に操作することなく、自車左前輪を宙に浮かせた状態で時速約20ないし30キロメートルで同交差点を左折進行した過失により、自車の走行バランスを失わせて自車を左前方に逸走させ、同交差点左折方向出口の停車帯付近に立っていた者らに衝突させるなどした（7名負傷）。	懲役2年（4年間執行猶予） （過失運転致傷）

（注1）法務省刑事局の調査による。

（注2）裁判書の記載から「タイヤを滑らせ又は浮かせ」で自動車を走行させたと認められる事案で、危険運転致死傷又は過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法第5条）若しくは自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項本文）で処断された事案のうち、平成26年1月1日から令和7年3月31日までの間に第一審判決が言い渡された事案又は略式命令が発付された事案を抽出したもの。